

補助金の交付状況に係る調書【令和元年度交付分】

補助金の名称		自衛消防隊運営補助金		市の担当部課	消防本部消防署	
				問い合わせ先	0568-65-0119	
補助金の交付を受けた補助事業者の名称			内田自警団 はじめ15団体		代表者名	内田自警団長 ほか
関係規定	法令	—		条例	—	
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	消防関係団体育成補助金交付要綱	
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)		特定団体への補助	補助開始年度	昭和56年	補助終了年度	未設定
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)		各町内地区での災害対応のために組織された自衛消防団に代わる団体が存在しないため				
市が補助金を交付する 公益上の必要性 (何をどうしたいのか)		市が補助金を交付することにより、災害対応のために各町内地区に組織された自衛消防団を存在維持させ、常備消防や消防団だけでは対応困難な地震等の大規模災害時の備えとする。				
補助金の額 ()は一般財源の額		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度予算	
		160,000 円 (160,000 円)	150,000 円 (150,000 円)	140,000 円 (140,000 円)	150,000 円 (150,000 円)	
市の補助金を使って 実施した事業の内容		<ul style="list-style-type: none"> ・自衛消防団活動に必要な備品・消耗品等の購入 ・機械器具の維持管理 				
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		2,186,566 円		
		うち補助事業全体の経費		789,479 円		
		うち補助対象経費		789,479 円		
		補助対象経費の内訳		事務費	440,015 円	
			財産購入費	332,289 円		
			修繕費	17,175 円		
補助額の算出方法		補助率、補助額		定額:1団体につき10,000円		
		補助限度額		未設定		
		精算の有無 (変更交付)	無	その理由	精算していない	
補助金を交付して 市が得たメリット (何がどうなったのか)		自衛消防団の活動により、団体が管轄する地域での防火啓発や防災意識の向上に寄与している。				
その他参考事項		平成30年度より、入鹿自治消防団においては、補助金申請を辞退しています。				
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		不明		
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		不明		
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				—

※令和元年度の実績に基づき作成しています。